

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20530087

研究課題名(和文) 知的財産制度と経済開発に関する研究

研究課題名(英文) Intellectual Property and Economic Development

研究代表者

鈴木 将文 (SUZUKI MASABUMI)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90345835

研究成果の概要(和文)：本研究は、特許制度等の知的財産制度と、開発(Development；特に発展途上国の経済発展を指す。)との相互関係について分析するとともに、開発に資する知的財産法制のあり方について考察するものである。具体的には、①技術の開発及び移転に資する知的財産制度、②各国の事情を踏まえた著作権制度(特に権利制限の制度)、③先進国と途上国の間で対立している知的財産問題、④中国等の知的財産制度の評価等について検討を行った。

研究成果の概要(英文)：This research analyses the relation between IP (intellectual property) system (e.g., patent) and economic development, and examines the proper IP system which is really beneficial for development. The topics covered by the research includes 1) the IP system which contributes development and transfer of technology, 2) the copyright system (especially the limitations and exceptions of copyrights) which is responsive to the actual situation of each country, 3) the IP issues on which developed countries and developing countries have conflicting views, and 4) evaluation of IP systems of China and other countries.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：知的財産法

科研費の分科・細目：法学、新領域法学

キーワード：知的財産法、国際経済法、WTO協定

1. 研究開始当初の背景

(1) 知的財産法制については、古くは19世紀のパリ条約、ベルヌ条約から近くはWTO協定のTRIPS協定(知的所有権の貿易的側面に関する協定)やWIPO(世界知財的所有権機関)が管理する各種条約(著作権条約など)に至るまで、多国間条約が結ばれてきた。また、近年は、自由貿易協定などの二国間・複数国間の経済関係協定でも、知的財産関係の詳細

な合意がなされる例が多くなっている。このような動向から、一見、着々と国際的な知的財産制度のフレームワークの整備が進んでいるように見える。

(2) しかし、実態は、知的財産制度を巡っては、先進国と発展途上国との対立がかつてないほど激化し、国際的な合意どころか、実質的な交渉の進展も容易でない状況になっている。このような先進国・途上国間の対立の激化の要因としては、途上国における知的

財産制度に関する経験の蓄積等により、途上国が過去よりも積極的に途上国に有利な制度を要求するようになったことや、先進国側も、知的財産重視（プロパテント）の姿勢をとり、従来に増して知的財産保護の強化を求めていることなどがある。

(3) 他方、知的財産制度が経済発展に与える影響についての理論的又は実証的な研究がある程度進展してきており、一定の成果が出ている。さらに、国際的な知的財産制度に関する政策形成プロセスを国際政治経済学の観点から分析する文献も複数現れている。しかし、これまでの先行業績は、上記のように、知的財産制度の経済効果や政策形成プロセスを対象とするものが主であり、かかる理論的・実証的研究の成果、及び国際的対立の現実を踏まえつつ、あるべき知的財産制度自体を考察したものはいまだ少ないのが現状である。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、特許制度等の知的財産制度と、開発(Development; 特に発展途上国の経済発展を指す。)との相互関係について分析するとともに、開発に資する知的財産法制的あり方について検討を行うことを目的とする。

(2) すなわち、本研究は、真の意味で開発に貢献し、かつ、先進国にとっても意義のある知的財産制度（国内制度及び国際的フレームワーク）はどのようなものであるかを考察するものである。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、上記の目的の観点からの総論的な研究と、関連する個別論点についての研究から成る。

(2) 上記のいずれについても、①文献調査、②関係者（研究者、政府関係者、国際機関関係者）からの情報収集及びそれらの者との意見交換により、研究を実施した。

(3) さらに一部の個別論点については、国際シンポジウム等において研究報告及び議論を行った。また、経済産業省等の委託に基づく「国際知的財産制度研究会」及び「投資協定に関する国際的な最新動向（技術移転・資金回収）分析のための調査委員会」に参加し、情報収集、有識者との意見交換等を行う機会を得た。

4. 研究成果

(1) 論点ごとに成果を概観すると以下のとおりである。

(2) 本研究全体に関する包括的な検討として、知的財産制度の調和の必要性とこれに対する懐疑論、開発と知的財産を巡る実際の国際交渉の動向（実体面の国際ルール、エンフォースメント関係の動向、侵害事件関係の動向）を整理、検討した。

(3) 各国の技術水準等の事情を踏まえ、技術開発及び移転に真に資する特許制度及び関連法制度のあり方、並びにその国際ルール（各種条約）との関係について、検討を行った。この問題については、国ごと・産業分野ごとの特徴を踏まえた柔軟な特許制度を主張する米国の研究(Lemley & Burk)に触発されつつも、当該研究が裁判所の役割を強調するのに対し、日本や一部途上国では、行政（特許庁）の能力の活用を志向する制度設計が望ましいと考えられる。この論点の関係で発表した論文自体は、我が国の特許制度に関するものであるが、そのテーマに関して複数の国際シンポジウムで発表し、諸外国（米、独、英、台湾等）の研究者と国際比較について意見を交わした。

(4) 外国著名商標の保護など、商標制度及び不正競争防止制度における国際的なビジネスに配慮した制度のあり方はどうあるべきか。この関係では、商標概念の拡大について検討し、特に新しい形態の商標（非伝統的商標）の保護について比較法研究を行った。

(5) 著作権制度において、各国の開発状況等に応じた柔軟性を確保することについての現行条約上の制約は、いかなるものか。この関係では、主に著作権の制限に関する条約及び比較法研究を行った。

(6) WTO（世界貿易機関）において、先進国と途上国が対立する知的財産関係の争点として、WTOにおける非違反申立制度（ノン・バイオレーション申立）の取扱いについて検討した。

非違反申立制度とは、GATT23条1項(b)が定める紛争解決手続である。TRIPS協定64条により、同協定に係る協議及び紛争解決について、GATT22条及び23条を準用することとされているところ、GATT23条1項(b)及び(c)

の定める紛争解決手段は WTO 協定発効から 5 年間は準用しないとのモラトリアム措置が講じられており、このモラトリアムは、その後の閣僚会議において延長されてきている。また、TRIPS 協定 64 条 3 項は、モラトリアム期間中に、TRIPS 理事会は、TRIPS 協定に従って申し立てられる非違反申立及び状態申立の「範囲及び態様」(the scope and modalities) について検討し、閣僚会議に勧告を提出することとなっている。この検討はモラトリアムの延長に伴って継続しており、いまだ結論が出ていない。これらの扱いを巡って、先進国と途上国の間で激しい意見対立が存在する。

本研究では、TRIPS 協定に関して、非違反申立が可能となった場合の影響、及び本件について我が国が採るべき立場について、検討し、結論として、TRIPS 協定の下で非違反申立が意味を持つ事例はほとんどなく、あえて具体例を挙げれば、新規加盟国の加盟プロセスとの関係という、ごく特殊なケースの一部くらいであること、したがって、非違反申立のモラトリアムを続けても、あるいはモラトリアムを打ち切っても、実質的な影響は大きくないことを明らかにした。そして、我が国の対応としては、この問題に固有の利害は大きくないという前提に立って、より広く TRIPS 協定全体、さらには WTO 全体に関する交渉を有利に進める観点から、本件については柔軟に立場を決めていけばよい旨を提言した。

(7) WTO 又は WIPO (世界知的所有権機関) において、先進国と途上国が対立する知的財産関係の争点として、生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity; “CBD”) と知的財産制度の関係について検討した。

本研究では、CBD と知的財産制度の関係に関する経緯と関係国間で争われている論点を概観した上で、知的財産制度の観点から当該問題の持つ意義について検討した。

第一に、生物多様性条約は、資源に主権的権利を認め、かつ、利益配分等の規定を盛り込むことにより、途上国が積極的に途上国に役立つ知的財産制度 (あるいはそれに近い制度) を求める基盤を提供したといえる。途上国に多く存在する資源が発明に結びついて利益配分をもたらす可能性、さらには従来法的保護が困難とされた伝統的知識が、環境という公共価値に支えられて、堂々と保護を主張できる可能性が生まれたのである。

生物多様性条約関係の交渉における途上

国側の立場は、決して一様ではないが、知的財産制度と開発を巡る問題が幅広く議論されつつある中で、生物多様性条約に関する交渉もその中に位置づけるという視点を持つことが、重要であることを指摘した。

第二に、生物多様性条約の知的財産関係の論点のうち、特に伝統的知識の保護という課題は、知的財産制度のそもそもの意義に関わる重要な問題と思われる。

この点について、従来の知的財産制度では保護が困難な伝統的知識の新たな保護は、以下の理由から、知的財産制度の外で追及されるべきである。①情報の内容ではなく、保有者及び保有の態様の特徴に着目して保護が求められること、帰属の主体が個人ではなく集団であること、無期限の保護が求められていること、新規性や創作性などの要件を欠き、しかも多くの場合公知の情報であること等、従来の知的財産とは大きく異なっていること、②知的財産ないし所有権を基礎付ける理論的根拠が当てはまらないこと、③知的財産として保護すべきものとパブリック・ドメインに置くべきものに係る判断基準を不明確にし、保護の不当な拡張につながるおそれもあること、④伝統的知識について、保護が求められているのは、これを保有する先住民 (民族、コミュニティ) の規範にしたがって管理・利用することを保障するという趣旨であって、既存の知的財産権制度のように特定私人に独占的に利用する権利を認めて経済的利用を促すためではないこと。そして、伝統的知識を継承してきた集団の規律を尊重することが本来求められているにもかかわらず、知的財産制度という一種の「文化」に画一化することになること。そして、方向としては、国際的に一律の保護制度を定めて国内法に具体的な枠をはめるのではなく、集団の自律的な規範を国内的にも国際的にも尊重できるような仕組みを考えることの方が望ましい。

伝統的知識の保護の根拠としては、文化の多様性、先住民 (民族) の尊重、人権といった公共的価値が考えられる。仮に知的財産制度の枠内で新たに伝統的知識の保護を図る場合には、そのような非経済的・多元的な価値をどのように評価し、相互間をどう調整するかという問題を知的財産制度の中で引き受けることを意味する可能性がある。もちろん知的財産制度の枠外で保護の制度を設けた場合にも、上記の価値の評価・調整の問題は発生するのであるが、あえて知的財産制度の中にそのような課題を持ち込むことの是非は慎重に検討すべきである。また、仮に知

的財産制度の中で上記のような問題を引き受ける場合には、現行の知的財産関係条約体制の在り方を抜本的に見直す必要が生じるということも十分自覚すべきである。

(8) TRIPS 協定と途上国の知財制度の整合性が適用が問題となった具体例として、中国の知的財産制度に関する紛争案件を取り上げ、パネル報告書の分析を行った。

中国は、WTO 加盟を契機として、知的財産関係の制度を急速に整備してきた。しかし、同国における知的財産保護の実状は、なお種々の問題を抱えていることが、多数の国、機関等によって指摘されている。そのような中、2007年、米国が中国の知的財産権関連措置に関し WTO 紛争解決手続による二国間協議要請 (WTO 提訴) を行い、同事件について、2009年3月にパネル報告書が採択された。本事件は、上記のように国際的に大きな関心を集めてきた中国の知的財産制度に関して、米中二大国が争った点でも注目すべきものであるが、法的観点からは、特に、TRIPS 協定の権利行使 (enforcement) 関係の規定について、WTO のパネルが初めて本格的な解釈を示した点で重要な意義を持つ。さらに、その具体的な内容は、我が国自身の制度について検討を迫るものも含んでいると考えられる。

本研究では、同パネル報告書の内容を紹介するとともに、その意義等について検討を行った。

本パネル報告書の内容あるいは本事件の結果が有する主な意義は、次のとおりである。

第一に、法的観点から、本パネル報告書は、TRIPS 協定のいくつかの規定についてパネルとして初めて解釈を示したものとして、重要な意義を持つ。

第二に、實際上、中国における知的財産保護の状況の改善にどのような影響を与えるかについては、評価が難しい。もちろん、TRIPS 協定違反とされた措置が改善される点で、プラスの効果があることは間違いない。他方、協定違反とされなかった措置、特に刑事罰の閾値については、中国政府が、いわば WTO の「お墨付き」が与えられたと受け取って、運用面についても現状維持で満足することになれば、むしろマイナスの効果をもたらされる可能性もないとはいえない。しかし、中国も、また他の加盟国も、本パネル報告書が協定違反を否定した結論は、あくまで、制度 (法令) それ自体について協定違反を立証する証拠が不十分という理由によるものであり、今後の運用やその他の状況次第では、同一制度であっても協定不整合の可能性が

生じ得ることが認識されるべきである。

第三に、より広く、国際的な場における知的財産制度を巡る議論にも、本案件の結果は影響を与えるであろう。ただし、一律に、一つの方向に向けた影響を与えるというよりも、むしろ、国際的な議論のプレイヤーのそれぞれが、自己の主張に有利な方向に本パネル報告書の判断等を活用するということになるとと思われる。やや図式的に述べれば、途上国の観点からは、加盟国の裁量・自主性を尊重するという意味での柔軟性を TRIPS 協定が認めていることを本パネル報告書が確認している点が、特に強調されると思われる。他方、先進国の観点からは、TRIPS 協定の定める最低水準の保護の遵守が必要であることを確認する文脈で、また、TRIPS 協定の限界を補うものとして、二国間交渉、FTA 等の知的財産条項、さらには最近合意に至った「模倣品・海賊版拡散防止条約」(ACTA) の意義を確認する文脈でも、本事案が言及されることになろう。

第四に、本パネル報告書の税関措置に関する判断は、我が国自身の制度についても TRIPS 協定整合性の観点で問題があることを示唆している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 13 件)

① 鈴木将文、特許権者による対抗主張、日本工業所有権法学会年報、査読無、34号、2011年、153-171

② 鈴木将文、中国—知的財産権の保護・実施に関する措置(WT/DS362/R)—TRIPS 協定の権利行使に係る規律をめぐって—、経済産業研究所ポリシーディスカッション・ペーパー、査読有、11-P-0011、2011、1-25

③ 鈴木将文、TRIPS 協定における非違反申立 (Non-Violation Complaints)、『国際知財制度研究会』報告書 (平成 22 年度)、査読無、2011、21-29

④ 鈴木将文、生物多様性条約と知的財産制度、ジュリスト、査読無、1409号、2010、21-29

⑤ 鈴木将文、モデレータ・コメント：著作権の制限—序論—、日本国際経済法学会年報、査読有、19号、2010、183-93

⑥ 鈴木将文、特許権者による訂正の主張を巡る問題、パテント (日本弁理士会中央知的財産研究所研究報告)、査読有、2010、63 巻別冊第 2 号、146-165

⑦ 鈴木将文、趙吉莉・翻訳、关于最近的知识产权制度的国际动向、日本現代知識産権法

理論、査読無、2010、313-325

⑧ 鈴木將文、中国の知的財産制度の TRIPS 協定整合性—WTO パネル報告書の分析—、Law & Technology、査読無、44 号、2009、30-43

⑨ 鈴木將文、新しいタイプの商標の保護、Law & Technology、査読無、43 号、2009、32-39

⑩ 鈴木將文、特許権侵害訴訟における特許無効理由を巡る攻防—特許権者による訂正の主張に焦点を当てて—、名古屋大学法政論集、査読無、227 号、2008、109-145

⑪ 鈴木將文、知的財産制度の国際的調和の必要性和その限界—序論として—、日本国際経済法学会年報、査読有、17 号、2008、1-13

⑫ 鈴木將文、新しい形態の商標の保護、日本工業所有権法学会年報、査読無、31 号、2008、49-72

⑬ 鈴木將文、最近の知的財産制度を巡る国際動向について、知的財産法政策学研究、査読無、20 号、2008、169-182

〔学会発表〕(計 7 件)

① 鈴木將文、IP and the WTO - What to do with 'non-violation complaints' under the TRIPS Agreement?—、日台知的財産法・競争法シンポジウム、2010 年 12 月 3 日、名古屋大学

② 鈴木將文、Biodiversity and Intellectual Property - Some Reflections from a Legal Perspective、北海道大学 GCOE 知的財産法研究会国際シンポジウム、2010 年 8 月 28 日、北海道大学

③ 鈴木將文、特許権者による対抗主張、日本工業所有権法学会シンポジウム、2010 年 6 月 13 日、東北大学

④ 鈴木將文、特許制度の再構築に向けて—付与後審査のあり方の検討、北海道大学グローバル COE 『多元分散型統御を目指す新世代法政策学』知的財産法研究会、2010 年 3 月 6 日、北海道大学

⑤ 鈴木將文、REDEFINING THE ROLES OF JUDICIAL AND ADMINISTRATIVE ACTORS IN PATENT DISPUTES - WITH A FOCUS ON POST-GRANT SCREENING OF PATENTS -, 2009 Japan-Taiwan Exchange Intellectual Property Law Symposium、2009 年 12 月 18 日、台湾国立成功大学

⑥ 鈴木將文、Redefining the Roles of Judicial and Administrative Actors in Patent Disputes, International Workshop on Intellectual Property Rights and Competition Policy (関西学院大学主催)、2009 年 11 月 28 日、大阪市

⑦ 鈴木將文、権利制限の一般規定—各国法制度と条約を巡る動向(座長)、日本国際経済法学会第 19 回研究大会・著作権ワークショップ、2009 年 11 月 14 日、甲南大学

〔図書〕(計 2 件)

① 小野昌延=竹内耕三編、鈴木將文、他、青林書院、商標制度の新しい潮流—小売等役務商標制度、地域団体商標制度、立体商標、非伝統的商標—、2011、197-217

② 第二東京弁護士会知的財産権研究会・編、鈴木將文、他、商事法務、「ブランド」と「法」、2010、1-41

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鈴木 將文 (SUZUKI MASABUMI)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90345835

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし